

対人地雷禁止条約（オタワ条約）第6回プレッジング会合
鷲尾副大臣ステートメント（ビデオ・メッセージ）（仮訳）
（2021年2月23日 於：ジュネーブ）

ガブリエルゼ（H. E. Mr. Robbert Jan Gabriëlse）オランダ軍縮会議代表部大使閣下、
御列席の皆様、

まず初めに、ガブリエルゼ大使の対人地雷禁止条約第19回締約国会議議長就任にお祝いを申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症によって様々な制約がある中での、第6回プレッジング会合開催への御尽力に謝意を表します。

議長、

対人地雷禁止条約第4回検討会議の成果文書である「オスロ政治宣言」及び「オスロ行動計画」で示されたとおり、効果的な対人地雷対策は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現及び「誰一人取り残さない」というコミットメントの尊重に貢献するものです。地雷による汚染は、人々の生命・生活・尊厳を脅かし、人間の安全保障の実現を妨げるものです。前回の検討会議で締約国によって再確認された「2025年までに可能な限り対人地雷のない世界を実現する」との目標の実現に向けて、国際社会が対人地雷対策に団結して取り組んでいく必要があります。

一方で、地雷がなくなったからといって、被害者がいなくなるわけではありません。被害者が地雷の被害を乗り越え、通常の生活に戻るためには、被害者に対する包括的で持続的な支援が必要です。

我が国が、第18回対人地雷禁止条約締約国会議において、協力と支援強化委員会の委員に就任したのは、まさにその対人地雷対策の重要性を認識しているからです。

議長、

我が国は、地雷除去支援については、深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動に対する継続的な支援、地域協力・南南協力の推進、地雷・不発弾の被害者に対する包括的な被害者支援の3点を支援方針として支援を実施しています。

かかる方針に沿って、日本は、対人地雷除去や地雷回避教育を含む幅広い分野のプロジェクトを支援してきました。2019年度だけを例にとっても、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を始めとする関係国際機関並びにNGOとも連携しつつ、23か国・地域において、総額約3,700万米ドルの支援を実施しました。また、2019年までの5

年間においては、約2億1,200万米ドルを超える支援を実施しています。日本は、「オタワ政治宣言」に沿った「オタワ行動計画」の実現を強く支持しています。

議長、

対人地雷禁止条約が発効してから20年以上が経過しました。これまで、条約締約国、関連国際機関、NGO及び市民社会等による取組により、地雷対策の幅広い分野において大きな進歩が見られました。

一方、多くの課題も残っています。32の締約国が、同条約第5条にある地雷除去義務を依然として遂行できていないことに加え、世界の地雷・不発弾による新たな被害者数は年間5,000人を超えています。日本は、これらの課題に対処する上での対人地雷禁止条約履行支援ユニット（ISU）の役割を重視しています。地雷除去、被害者支援、国際協力といった条約履行の全ての側面において、ISUが果たしている役割は不可欠です。ISUの安定的な運営は条約の確実な履行に直接的に結びつくものです。かかる観点から、我が国は、ISUに対する継続的な任意拠出を2015年度から実施し、これまでに総額約39万3千スイス・フランを拠出しました。そして、本日、必要な国内手続が完了することを条件に、我が国として2021年度予算にてISUに約2万4千スイス・フランを拠出することを表明します。我が国の拠出が、地雷のない世界の実現という目標達成に寄与することを期待しています。

議長、

我が国は、対人地雷対策の分野で有している知見を活かし、世界における対人地雷対策の取組を一層推進し、また、地雷支援対策に対する高い意識を維持していく考えです。

2025年までに対人地雷のない世界を実現するとの目標の期限が迫っています。「オスロ政治宣言」においても掲げられたとおり、「対人地雷によって引き起こされる苦痛や犠牲を終わらせる」ことを目指し、我が国は今後も、締約国を始めとする国際社会、国際機関及び市民社会と協力していく考えです。

(了)